

厚生労働省発職1125第2号

令和4年11月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 第一 労働移動支援助成金早期雇入れ支援コース奨励金制度の改正 (略)
- 第二 中途採用等支援助成金中途採用拡大コース奨励金制度の改正 (略)
- 第三 キャリアアップ助成金制度の改正 (略)
- 第四 産業雇用安定助成金スキルアップ支援コース奨励金の新設 (略)
- 第五 特定求職者雇用開発助成金成長分野人材確保・育成コース助成金制度の改正 (略)
- 第六 成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の改正 (略)
- 第七 人材開発支援助成金制度の改正
 - 一 一人への投資促進コース助成金の改正
 - 1 雇用する被保険者に訓練を受けさせる事業主の経費助成率を次のとおりとすること。
 - (一) 定額制訓練
定額制訓練（当該訓練を十時間以上実施したものをいう。）（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する

事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額

(二) 自発的職業能力開発訓練

(1) 自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。）に係る入学料及び受講料（事業主が労働協約又は就業規則に定めるところにより整備した自発的職業能力開発訓練に要する経費を負担する制度に基づき負担した額に限る。(2)及び(3)において同じ。)の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき、次のイからハまでに掲げる一の自発的職業能力開発訓練の実施時間数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を超えるときは、当該定める額）

イ 二十時間以上百時間未満 七万円

ロ 百時間以上二百時間未満 十五万円

ハ 二百時間以上 二十万円

- (2) 自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を除く。）において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、一の年度における当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき六十万円を超えるときは、六十万円）

- (3) 自発的職業能力開発訓練（学校教育法第九十七条に規定する大学院に相当する外国の大学院において実施するものに限る。以下この(3)において同じ。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、一の年度における当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき二百万円を超えるときは、二百万円）
- 2 一の年度において、事業主の一の事業所（年間職業能力開発計画に基づく一の事業所をいう。）に係る人への投資促進コース助成金（成長分野等人材訓練を除く。以下この2において同じ。）の額が二千五百万円を超えるときは、1の(一)及び(二)にかかわらず、二千五百万円を当該事業所の事業主に対して支

給するものとする。ただし、人への投資促進コース助成金のうち自発的職業能力開発訓練については、当該自発的職業能力開発訓練の同助成金の額が三百万円を超えるときは、当該自発的職業能力開発訓練の同助成金の額は三百万円とすること。

二 事業展開等リスクリテリング支援コース助成金の新設

1 人材開発支援助成金制度において、事業展開等リスクリテリング支援コース助成金を新設し、施行日から令和九年三月三十一日までの間、(一)に該当する事業主に対して、(二)に定める額を支給するものとする。

(一) 第二百五条第二項第一号イ(1)(i)、(iii)及び(v)から(vii)までに該当する事業主であつて、年間職業能力

開発計画に基づき、新たな事業の創出その他の事業の展開又は将来において成長発展が期待される分野の業務にその雇用する被保険者を従事させることに伴い、当該被保険者に必要な職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものに限る。以下この1において「事業展開等に伴う訓練」という。）を受講させる事業主（当該事業展開等に伴う訓練の期間、当該被保険者に対し所定

労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。)であること。

(二) 次に掲げる額の合計額

(1) 事業展開等に伴う訓練(当該事業主が自ら運営する座学等に限る。)の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに事業展開等に伴う訓練(当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。)に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十(中小企業事業主にあつては、百分の七十五)の額(その額が、当該事業展開等に伴う訓練を受けた被保険者一人につき、次のイからハまでに掲げる一の事業展開等に伴う訓練の実施時間数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を超えるときは、当該定める額)

イ 十時間以上百時間未満 二十万円(中小企業事業主にあつては、三十万円)

ロ 百時間以上二百時間未満 二十五万円(中小企業事業主にあつては、四十万円)

ハ 二百時間以上 三十万円(中小企業事業主にあつては、五十万円)

(2) その雇用する被保険者に対して、事業展開等に伴う訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間(当該被

保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

2 一の年度において、1の(一)に該当する事業主の一の事業所（年間職業能力開発計画に基づく一の事業所をいう。）に係る事業展開等リスクリング支援コース助成金の額が一億円を超えるときは、1の(二)にかかわらず、一億円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

3 1及び2の規定にかかわらず、事業展開等リスクリング支援コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

4 事業展開等リスクリング支援コース助成金について雇用保険法施行規則第三百三十九条の四及び第四百四十一条の三の規定を準用することとし、必要な読替規定を整備すること。

第八 その他

一 この省令は、公布の日から施行すること。（以下略）

二 （略）

三 その他この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。